

# 中国留学手続き契約事項

(株)シーアイピー（以下「当社」とします）と表面記載の中国留学申込者（以下「申込者」とします）との間で締結された中国留学の契約（以下「本契約」とします）内容は次の通りです。

## 第1条 サービスの内容

お申込者の希望により以下のサービスを行います。

1. 中国の大学への留学手続き代行
- (1) 当社が提供する留学手続き代行サービスは、入学申請書の取り寄せ、留学希望校への必要書類送付、デポジット送金代行（必要校のみ）、入学許可書ならびに招請状の取り寄せ、希望校が指定する寮の手配代行、出発に関しての案内です。
- (2) 手続きの一環として宿舍の予約の申込みも行います。但し学校が滞在施設を持たない場合や、学校が指定する寮以外での滞在を希望する場合は、原則として当社は滞在先の手配をしません。
- (3) 事前に留学生宿舍のタイプ指定（1人部屋など）はできません。現地に着後、入学手続きまたは入寮手続きの際にお申込者が自ら決定し入寮することになります。
- (4) 留学手続き関連情報の提供や案内、カウンセリングを行います。但し、当業務は渡航前に限ります。
- (5) 海外旅行傷害保険の手続き及び渡航に必要な情報（ビザ、航空券等）を案内します。
- (6) 留学開始後に留学期間の短縮、延長を希望される場合は、現地で当該校の同意を得たうえでお申込者ご自身が手続きを行うものとします。
2. 各種レッスン手配
- (1) 文化レッスン、語学レッスンなどの手配を行います。
- (2) ホームステイ先手配
- (1) ホームステイの手配は、留学手続き代行に含まれる宿舍手配とは別のサービスとなります。
4. CIP短期留学プログラム（春/夏4週間）
- (1) 春・夏休み開催するCIP独自の留学プログラムです。
- (2) 費用には現地での学費・宿泊費・手配料・現地サポート料を含みます。
5. CIP中国語短期集中コース
- (1) 当社が中国において実施・運営する短期間の中国語研修プログラムです。
6. プチ留学
- (1) 当社が提供するプチ留学は、ホームステイをしながら中国語個人レッスン及びその他レッスンを受けられる7日間からの短期プログラムです。
- (2) 費用には現地での学費・宿泊費・手配料・現地サポート料を含みます。

## 第2条 お申込みの条件

1. 本契約の対象は、原則として中国語の語学研修を目的とする方で、かつ、当社の申込み条件を十分に理解し、受入国の法規を遵守できる心身ともに健康な方に限ります。
2. 留学手続き代行サービスをお申込みの場合、2か所以上の大学に同時に入学のお申込みをすることはできません。
3. 次に定める事由のいずれかに該当する場合は、お申込みをお断りすることもあります。
- (1) 20歳未満の方で、申込書に保護者の署名が無い場合
- (2) 留学先の学校が定める締切日間に合わないと当社が判断した場合
- (3) 留学先の応募資格（年齢、学歴、健康状態）などに適合しない方がお申込みをされる場合
- (4) 心身に障害がある方、または健康を害している方で、留学生活に支障をきたす恐れがある場合
- (5) 申込書その他書類の記載事項ならびに当社に申告していたいた事項において、虚偽があった場合
- (6) その他、手続き上不適当だと当社が合理的に判断した場合

## 第3条 お申込みの方法

1. 規定の申込書（表面記載）にも必要事項を記入して当社まで提出し、申込金として手数料もしくはCIP短期留学プログラム参加費用／CIP中国語短期集中コース受講料をお支払いいただきます。なお、お支払いいただいた申込金を当社が受領した時に本契約が成立するものとします。
2. 留学手続き代行サービスにお申込の場合、お申込者の希望する学校が定員に達しているか、又は学校の宿舎が定員に達して当該校から入学が許可されなかった場合に限り留学手続き代行料から以下の費用を差し引いた金額を払い戻します。
- (1) 既に支払いが完了しており、その支払先から返金がなされない費用。（例：出願料等）
- (2) 第4条1.(3)の費用。

## 第4条 諸費用

いずれも消費税込みの料金です。

1. 留学手続き代行料：39,900円
- (1) 各大学の入学申請締切日以降の手配になる場合は、別途特別手配料を申し受けます。
- (2) 学費、寮費、登録費、教材費などは、現地到着後、学校の定める方法により学校へ直接お支払いいただきます。
- (3) 学校への出願料、学費のデポジットなどは当社が立て替えて事前送金した場合、その実費を別途申し受けます。
- (4) その他、手続き代行中にお申込者の希望により特別に行ったサービスに生じた実費を別途申し受けます。
- (5) 一部の短期留学プログラムは、料金が各大学規定の学費・寮費・入学申請料・活動費等及び留学手続き代行料、現地出迎え費用を含みます。上記の場合、各大学規定の学費・寮費・入学申請料・活動費等は、当社が各大学へ支払いを行います。
2. 各種レッスン手配手数料：39,900円
- (1) 上記手配手数料以外にレッスン料としてレッスン(45分)につき120円を現地でお支払いいただきます。
- (2) レッスンに必要な教材や道具などは手配手数料及びレッスン料に含まれません。
- (3) レッスン実施地までの交通費は手配手数料及びレッスン料に含まれません。
3. ホームステイ先手配手数料：50,400円
- (1) 上記手配手数料以外に、ホームステイ宿泊料として1日120

- 元を申し受けます。なお、食費は含まれません。
- (2) 現地での交通費、食費などの滞在費用は、手配手数料及びホームステイ宿泊料に含まれません。
4. CIP短期留学プログラム手配手数料(春/夏4週間)：176,400円  
下記のコス受講料とは別途に必要となります。その一部を例示します。
  - ・プログラム参加に要する査証申請の手続き代行
  - ・出発地～プログラム参加国間の往復航空運賃及び各国空港税、入国審査料、税関使用料など
  - ・プログラム参加期間中の宿泊費、食費などの滞在費用
  - ・プログラムで使用する教材費
5. CIP中国語短期集中コース受講料：初級197,400円  
中級228,900円

下記のコス受講料とは別途に必要となります。その一部を例示します。

- ・コス受講に要する査証申請の手続き代行、宿泊先手配の代行及び現地情報の提供（39,900円）
- ・出発地～コース受講国間の往復航空運賃及び各国空港税、入国審査料、税関使用料など
- ・コス受講に要する査証申請及び延長の費用
- ・コス受講期間中の食費などの生活費用
- ・コスで使用する教材費
6. プチ留学手配手数料：7日間92,400円
- (1) お申込者が7日間以上の期間を希望の場合、別途所定料金を申し受けます。
- (2) 現地での交通費・食費などの費用は、手配手数料に含まれません。

## 第5条 取消と変更

お申込み後にお申込者の都合で契約を取消とする場合は、書面またはメールにて当社までお知らせいただきます。当社が書面またはメールを受領した日をもって、取消成立となります。電話での取消はお受けできません。契約の取消に伴う返金に必要な手数料（振込手数料など）の実費は、お申込者の負担となります。

1. 留学手続き代行/各種レッスン手配/プチ留学
- (1) お申込者はお申込み後も、取消料15,750円(税込)及び既に発生している実費を支払うことで契約を取り消すことができます。
- (2) お申込者の都合で、留学先や入学時期・各種レッスン開始時期・プチ留学開始時期を変更する場合、大学への入学申請・各種レッスン手配手続き・プチ留学手配手続きを行う以前であれば無料で変更できます。ただし、変更先の願書の作成と出願料の差額が必要になります。既に大学への入学申請・各種レッスン手配手続き・プチ留学手配手続きを行った後に変更する場合は、変更手数料として15,750円(税込)と新たに出願料が必要になります。
- (3) 当社が既に、各大学に支払った出願料、学費のデポジットなどは学校の規定により返金されず、お申込者の負担となります。また、学校より取消料の請求があった場合もお申込者の負担となります。
4. 留学開始後・各種レッスン開始後・プチ留学開始後の期間短縮、途中の退校・レッスン終了・プチ留学終了の場合、原則として学校からの費用の払い戻しはありません。また、既にお支払いいただいている入学手続き手数料・各種レッスン手配手数料・プチ留学手配手数料ならびにその他手続き費用の返金もできません。
2. ホームステイ先手配
- (1) お申込者はお申込み後も、取消料15,750円(税込)及び既に発生している実費を支払うことで契約を取り消すことができます。
- (2) 受入家庭決定後の取消においては、手配手数料の払い戻しはありません。
- (3) 一度決定した受入家庭について、職業・家族構成を理由に変更や取消はできません。
- (4) 受入家庭のルールに反する行為をしたため滞りの拒否をされた場合、手配手数料及び残り期間の滞在費用の払い戻しはありません。また、その後の宿泊の手配はお申込者ご自身で行うものとします。
3. CIP短期留学プログラム / CIP中国語短期集中コース
- (1) お申込者はお申込み後も、以下の取消料を支払うことで契約を取り消すことができます。
  - ・申込日より研修開始日31日前まで … 52,500円(税込)
  - ・研修開始日の30日前以降 … 参加費用/受講料の半額
  - ・研修開始日当日以降 … 参加費用/受講料の全額
- (2) お申込者の意思により研修開始後に受講を取り消した場合は滞在費などの費用の払い戻しはありません。

## 第6条 当社による契約の解除

1. 当社の指定する期日までにお申込者が別途所定の手配料または受講料、必要費用をお支払いされない場合、当社はお申込みを解除する場合があります。その場合、お申込者は以下の費用を支払うこととします。
  - ・取消料：15,750円(税込)
  - ・第5条1.(3)(4)に述べた費用。
2. お申込者が正当な理由なく、事前ガイダンス等の当社のサービスを受領せず、又は留学を実施する上で必要な当社の指示に従わない等当社が本契約を履行するのに困難な事情がある場合、当社は本契約を解除する場合があります。

## 第7条 CIP短期留学プログラム・中国語短期集中コースの研修結果の不担保

CIP短期留学プログラム参加、及びCIP中国語短期集中コースを受講することにより、中国語の能力・成績が向上するか否はお申込者ご自身の努力に左右されるものであり、お申込者は、当社がお申込者に対し語学成績向上や資格取得、技能習得又はこれらを活用した就職などの研修成果の獲得を保障するものではないことを理解した上、申込みするものとします。

## 第8条 渡航手続き

1. 旅券の取得はお申込者ご自身に行ってください。
2. プログラム参加に要する査証は当社にて取得を代行することができます。代行料は別途所定の料金を申し受けます。但し、お申込者ご自身に起因する理由で査証の取得ができなかった場合、当社はその責任を負いません。
3. 旅券取得・健康診断書などの渡航手続きは、当社が定める期間に原則としてお申込者ご自身に行ってください。なお、健康診断書の効力の有無は中国大使館および公的機関の保険所等関係機関が判断するものであり、それによるトラブルに関して当社はその責任を負いません。

## 第9条 当社の免責事項

当社は本契約に明記された義務を、故意または過失に基づき履行せず、直接お申込者に損害を与えた場合のみを賠償する責任を負担します。従って、以下に例示する事項、その他当社に故意又は過失がないものに関しての責任は一切負いません。

- (1) 日本での現職もしくは職歴が問題となり、学校が入学を不許可にした場合。
- (2) 日本における学業成績がお申込者の希望する学校の規定に達しないため、学校が入学を不許可にした場合
- (3) お申込者が希望する学校が定員に達しているため入学できない場合
- (4) お申込者の希望する学校の滞在施設が定員に達しているため学校側が受入れを取り止めた場合。
- (5) 当社が正当に本業務の契約に基づくサービスを提供しているにも関わらず、学校側の過失により、留学手続き代行が留学開始までに完了できなかったか、又は入学許可書が必要な期日までに到着しなかった場合
- (6) 天災地変、戦乱、騒動、運送ストライキ、不慮の災害、交通事故など及び日本または外国政府および公的機関の政令もしくは命令による規制、郵便の事情などにより、留学手続き代行が留学開始日までに完了できなかったか、又は入学許可書が必要な期日までに到着しなかった場合
- (7) 査証の発給の遅れによる出発の遅延
- (8) お申込者が中国の入学管理に関する法令に基づき取得した査証によって、中国に入国または滞在するときに、何らかの事情により中国の入学管理当局機関によって入国または滞在を拒否された場合
- (9) 中国の入学管理に関する法令その他法令の改正によって、予定していた滞在期間途中で帰国する必要が生じた場合
- (10) お申込み後、学校の事情により、授業内容、滞在先、留学費用などについて変更があった場合
- (11) 当社は、本契約事項に記載された範囲内でサービスを提供するものであり、出発後の現地での個人生活、学校生活などの中でお申込者に生じた損害に対しては、当社はその責を負いません。また、現地からコレクトコールによるお問合せは、原則としてお受けできません。
- (12) 渡航後はお申込者ご自身の責任において行動いただきます。お申込者の故意または過失により、受入国の法令ならびに受入地および滞在先の規則等に違反し、もしくは公序良俗に反する行為を行った結果生じた責任、損害等は全てお申込者に帰属するものであり、当社はその責を負いません。また、それらの行為により当社が損害を被った場合は、当社はお申込者に対し損害賠償を請求します。
- (13) 当社は、各大学から当社に送られてきた最新資料に基づき各プログラムのご紹介・手続きを行います。各大学側の事情により、受入条件・研修内容・滞在先・費用・その他プログラムに関して、予告なく変更される場合があります。その際は、当社に変更に関する情報を当社が入手次第、お申込者に連絡しますが、プログラムに関する変更については責任を負いません。
- (14) 急激な為替レートの変動により、提示した授業料・滞在費などが変更となる場合があります。その際は各大学が定めた金額を申し受けます。

## 第10条 注意事項

1. 海外旅行傷害保険は、必ず日本ご出発前に入会していただきます。加入しない場合は、当社が定める用紙にその旨ご記入・ご捺印いただきます。
2. 留学手続き手数料、プログラム参加費用などを銀行振り込みにてお支払いの場合は、金融機関の発行する振込金の受領書をもって領収書に代えさせていただきます。
3. 大学や受入機関により、特別な書類（健康診断書、レントゲン診断書、予防接種証明書など）を必要とする場合があります。
4. 一部のプログラムについて、大学・滞在先の都合により、一度決定された滞在先が、現地到着前もしくは到着後に変更になる場合があります。
5. 当社のプログラム参加のために取得した査証では就労（アルバイトを含む）はできません。

## 第11条 個人情報について

当社はプログラムお申込みの際に申込書にご記入いただいたお申込者の個人情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他の属性）について、次の場合にのみ必要な範囲内で使用します。

- (1) プログラムサービス業務の実施
- (2) 査証取得やお申込みいただいた受入機関、現地サービスデスクへの手続きなど手続き代行の実施
- (3) 上記のほか、プログラム運営、手続き代行のサービス提供会社への手続き

## 第12条 申込条件の変更

この申込条件は、予告無しに変更されることがあります。

## 第13条 当契約の効力

当契約は2005年8月1日以降からのお申込みから適用されます。